

「事業系廃棄物の分別と処理の流れ」



京都市環境政策局 環境企画部

南部環境共生センター 駒井 俊英



「廃棄物の分類」



廃棄物

家庭系

燃えるごみ



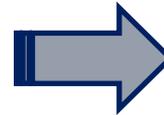
京都市のごみ収集車で運搬



缶・びん・ペットボトル
容器包装プラスチック



一般廃棄物



京都市クリーンセンター

一般廃棄物収集運搬許可業者が運搬



事業系

産業廃棄物



産業廃棄物の処分場

産業廃棄物収集運搬許可業者が運搬



ごみは最終処分が終わるまで、**排出者責任** があります。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければなりません。

(自己処理責任の原則廃棄物処理法第3条第1項)

事業系ごみの分別と、家庭ごみの分別はルールが違います。



廃棄物処理法で、事業者が責任を
持って廃棄物を適正に処理するこ
とが定められているの。

違うわよ。例えば、委託業者が不
法投棄をしたら、排出した事業者
の責任も問われるのよ。



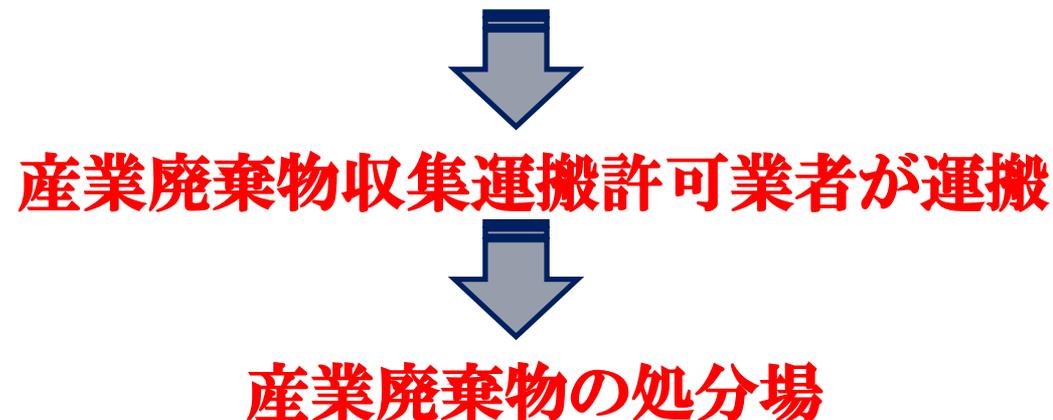
廃棄物を引き渡し
たら終わりじゃない
んですか？

「廃棄物の処理責任の所在」

一般廃棄物 → 自治体に処理責任があります。



産業廃棄物 → 排出事業者処理責任があります。



一般廃棄物 処分場



フェニックス計画(神戸沖)
平成26年度・埋立量 約1.8万 t



エコランド音羽の杜
平成26年度・埋立量 約4.5万 t

京都市の処理

資源ごみ
(缶・びん・ペットボトル)



横大路学園



容器包装プラスチック



旧西部CC跡地



「京都市・廃棄物の分別」



廃棄物

家庭系

燃えるごみ



京都市のごみ収集車で運搬

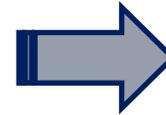


缶・びん・ペットボトル
容器包装プラスチック



事業系

一般廃棄物



京都市クリーンセンター

一般廃棄物収集運搬許可業者が運搬



産業廃棄物



産業廃棄物の処分場

産業廃棄物収集運搬許可業者が運搬



産業廃棄物 20種類

- ①燃え殻
- ②汚泥
- ③廃油
- ④廃酸
- ⑤廃アルカリ
- ⑥廃プラスチック類
- ⑦ゴムくず
- ⑧金属くず
- ⑨ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず
- ⑩鉱さい
- ⑪がれき類
- ⑫ばいじん
- ⑬紙くず
- ⑭木くず
- ⑮繊維くず
- ⑯動植物性残渣
- ⑰動物系固形不要物
- ⑱動物のふん尿
- ⑲動物の死体
- ⑳輸入された廃棄物

特別管理産業廃棄物

- ①廃油
- ②廃酸
- ③廃アルカリ
- ④感染性産業廃棄物
- ⑤特定有害産業廃棄物
- ⑥輸入廃棄物の焼却施設から生じたばいじん等

こんな物も産業廃棄物

- 1, コンビニで購入した弁当容器
- 2, 文房具類(クリアファイルやボールペン等)
- 3, 梱包材(プチプチ・PPバンド・荷造りひも等)
- 4, レジ袋・お菓子の袋等



適正処理の手順

- 発生する廃棄物の種類と量の把握及び分別
- 保管容器の設置と基準に沿った保管場所確保
- (収集運搬、処分) 許可業者への委託
- 委託契約書の締結、マニフェストの使用
- 最終処分まで適正に行われたことの確認



産業廃棄物の処分方法

- 1, 破碎 処理
- 2, 圧縮・固化 (RPF化)
- 3, 焼却 処理
- 4, 有価売却 【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発行は不要】

処分方法毎の費用は？

4 有価売却 < 2 圧縮・固化 < 1 破碎 < 3 焼却

「分ければ資源，混ぜればごみ」



2, RPF化 《圧縮・固化》



廃棄物(塩ビ以外の廃プラ等)

【引取業者: 】

【処理方法: RPF[®]にリサイクル】

※RPF: Refuse Paper & Plastic Fuel (紙くず・廃プラを原料とした燃料)

- ・非塩ビ廃プラスチック
- ・紙くず (古紙にならないもの。古紙は倉庫Aへ。)
- ・木くず (『剪定くず』、『竹』は一般廃棄物[®])
※ RPFにしにくいもの

*この廃棄物を処分するのに 15円/kg かかります。

3, 《焼却》

汚れたプラスチックは、産業廃棄物の
処分場で**焼却**処理してください！

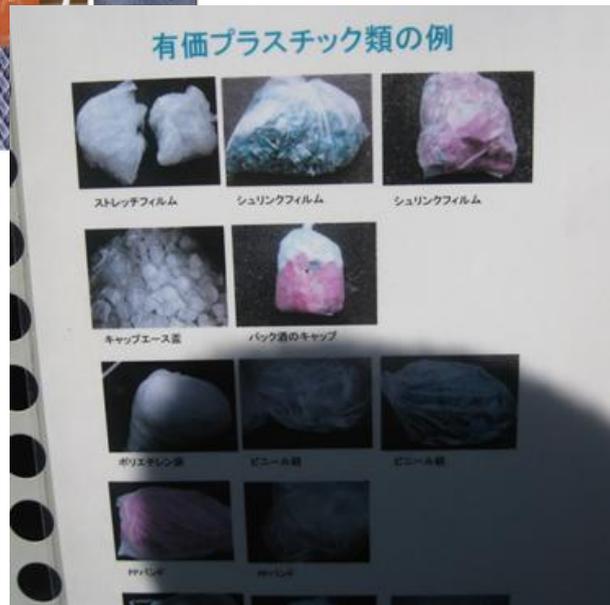


京都市のCCで焼却するのは、一般廃棄物だけです！



4, 《有価物化》

ペットボトル等単一素材の再生品化例



排出事業者指導例(保管場所確認)



サランラップ

プラスチック袋!

緩衝材

1. 廃棄物が発生したらすぐに分別を行う

廃棄物が発生したら、すぐに分別できる仕組みや動線を考え、廃棄物が発生する場所と分別を実施する場所等を工夫しましょう。



2. 視覚的、直感的に 理解できるような工夫を行う

分別をする廃棄物を**種類**や**材料**、**処理方法**別に
写真や図や注釈等を用いて詳細に解説しましょう。

廃棄物分別表
～廃棄物の分別をキチンとしよう～

廃棄物分別表
～分別は資源・捨てばこぼし～

・その他理立処分しきれないものは、
※分からない・迷ったなどの時は、品質保証課にご相談ください。
・この廃棄物を処分するのに 35円/kg がかかります。

3. 分別に迷った場合の対応を明確にする

分別方法のわからない廃棄物が発生することも考え、
分別方法不明品を保管するスペースや問い合わせ窓口を設けましょう。



4. 局部的展開でなく、全事業所で展開する

一部の従業員・拠点だけで実施するのではなく、全所的に対応をしましょう。分別率等をうまく数値として集計できれば全社的に底上げしやすくなります。併せて積極的に分別の研修や勉強会を実施し、周知しましょう。



ご希望の事業所様はアンケート裏面の申込用紙をご利用くださいね！

分別保管場所の確保と表示看板設置



法的必需品

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数量 <small>(積置及び積分の際の保管の場合)</small>	
管理者	氏名 <small>(又は名称)</small>
	連絡先
保管の高さ <small>(屋外で保管を用いずに変更の場合)</small>	



産業廃棄物保管場所掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック 廃蛍光灯
管理者氏名	(株)〇〇 総務課〇〇〇
管理者連絡先	075-000-0000
注意事項	関係者以外立入禁止



5. 数値や物で例えて掲示する

分別した場合、削減量や削減率を具体的に提示しましょう。
(この廃棄物の分別を10回行くと〇〇kgの削減効果があります 等)
CSRレポートや環境報告書等外部へのアピールにもつながります。

- バーコードで
職場と廃棄物を識別
 - 電子秤上の廃棄物の
バーコードをセンサーで
読めばデータ入力完了
 - 手入力不要で集計
 - 一元管理が可能
- 各職場担当者が計量入力



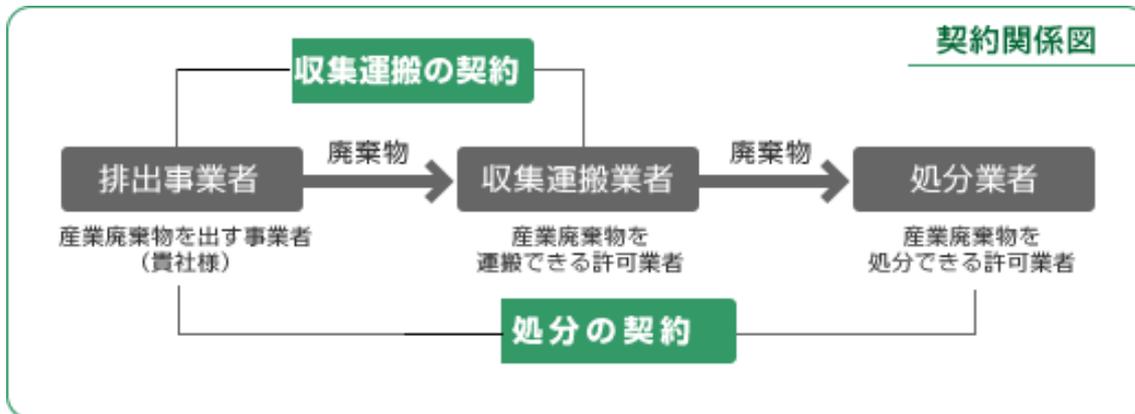
各職場の分別意識向上！



産業廃棄物の委託処分の流れ

産業廃棄物の委託処理を行う場合、**書面契約が必要です。**

委託契約は、「排出事業者と収集運搬業者」、
「排出事業者と処分業者」の間で
それぞれ締結しなければなりません。
(2社間契約)



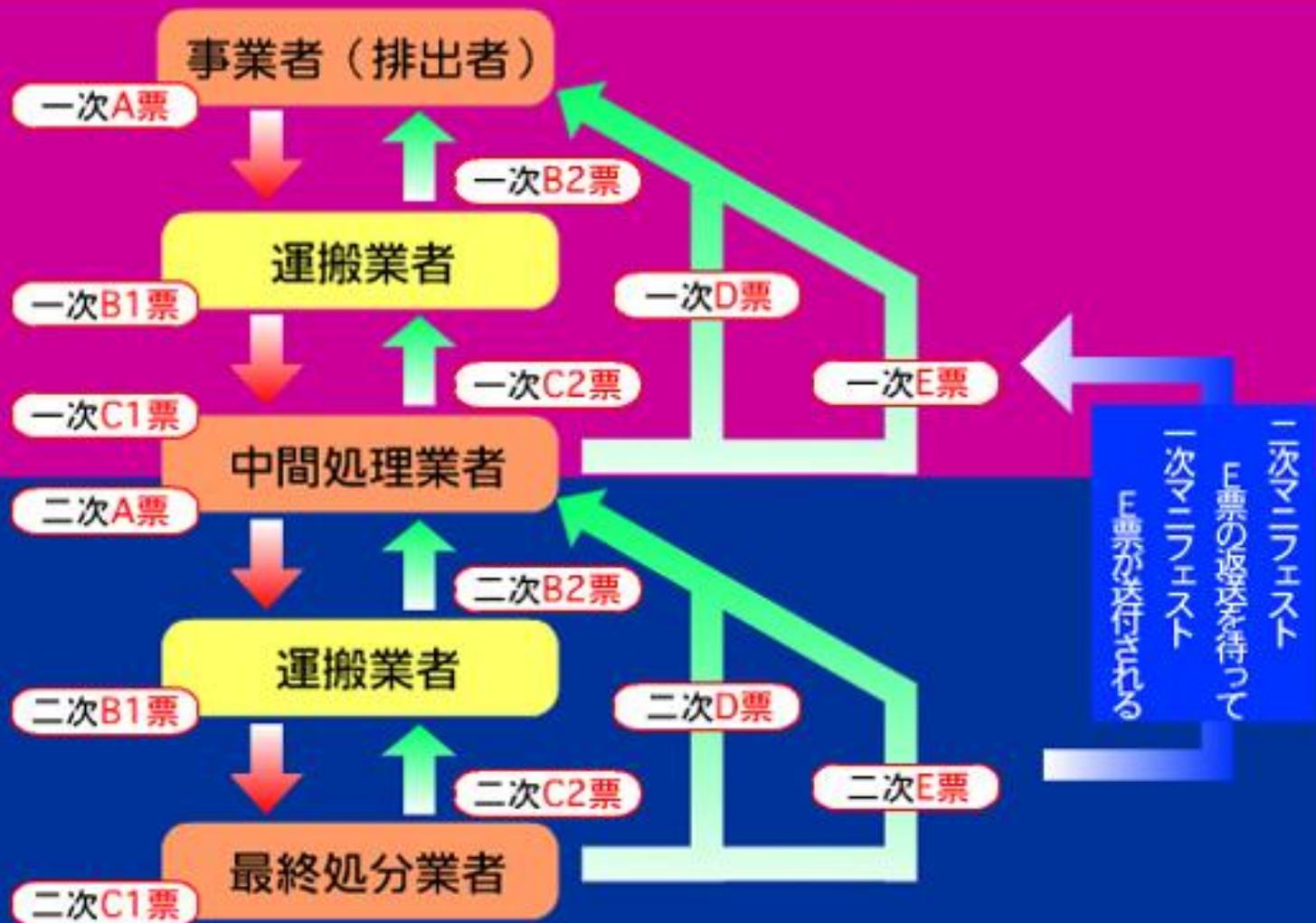
産業廃棄物の処理を委託する際は、
委託契約書 (マニフェスト) が必要です。

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の流れ

排出者のお手元にはA・B2・D・E票が帰ってきます。

一次マニフェストの流れ

二次マニフェストの流れ



産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)の流れ

排出者のお手元には2・3・7の通知があります。

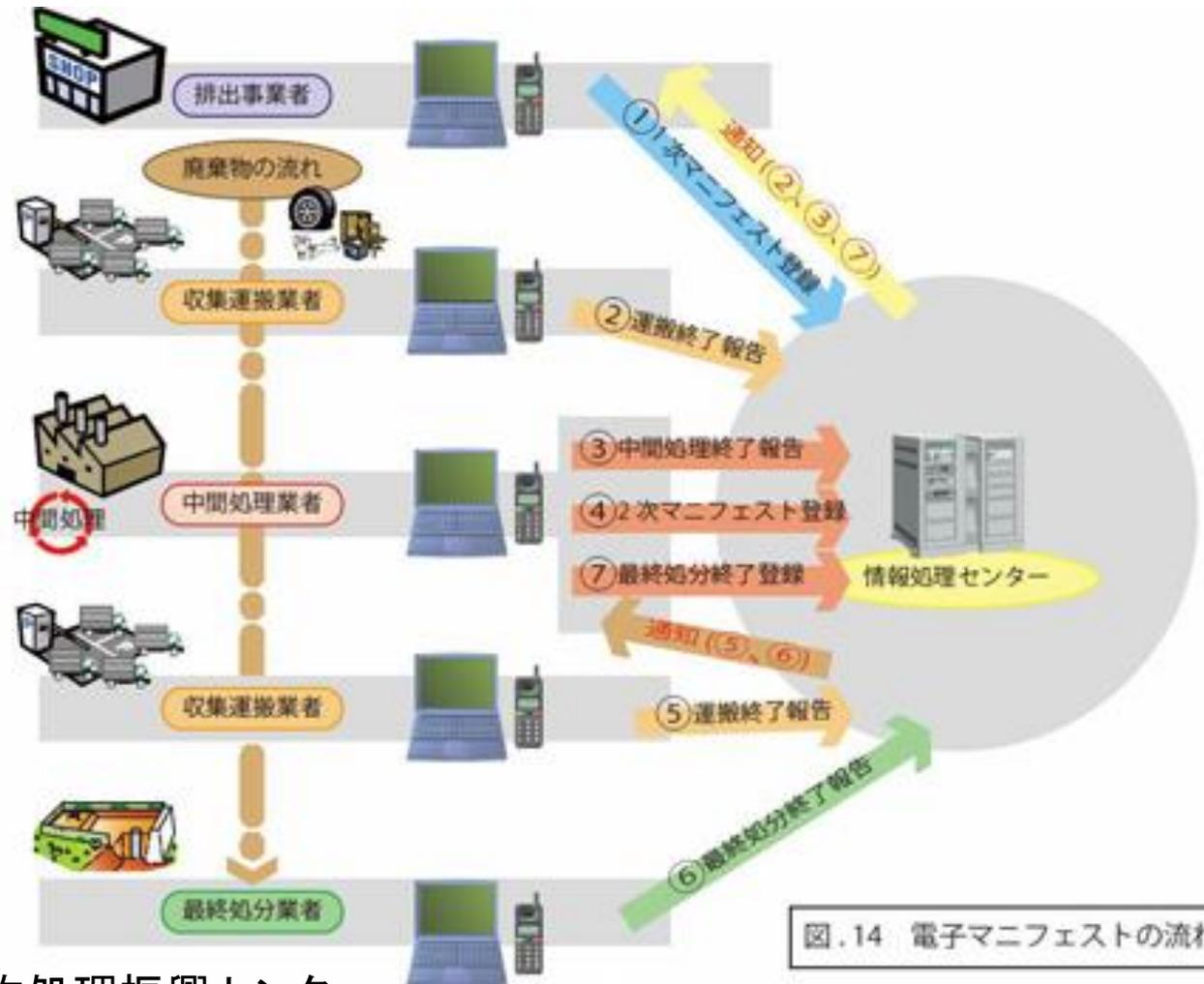


図.14 電子マニフェストの流れ

産業廃棄物処分場の 不適正な事業場外保管例



年に1回程度の**現地確認**を



※条例で処理会社の現地確認 義務付けている自治体数: **21** 推奨: **17**

クリーンセンターで不適物の搬入検査実施中



産業廃棄物等の
不適物搬入がないか
調べています



搬入不~~適~~物の例（産業廃棄物）



缶・びん・
ペットボトル



ハンガー



PP（結束）バンド



発砲スチロール



プラ容器



ビニール

搬入不適物の例(産業廃棄物)



プラボトル



注射器



点滴バッグ



プラ包装



チューブ



手袋

不適物の搬入が判明した場合の処置

● 搬入者（許可業者）指導

搬入された不適物については、搬入者（許可業者）に持ち帰りを指示します。
悪質な場合には、文書や代表者等を本市に呼び出して指導しています。

● 排出事業者指導

産業廃棄物などの不適物を排出した事業者等に対しては、本市による立入検査を行い、是正の指導を実施しています。

廃棄物処理法の不法投棄は、最高で**5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金（法人にあっては、3億円以下の罰金）又はその併科**に処せられます（第25条，第32条）

排出事業者・許可業者へ指導を実施

不適正搬入が発生した主な理由

- 1, 回収業者に分別していただいていると勘違いしていた。
(分別ボックスがない・初めから分別されていなかった。)
(排出者責任の意識欠如)
- 2, 事業所内の分別ルールが間違っていた。
(例：汚れたプラスチック→燃やすごみ等)
(分別基準が家庭ごみと同じに)
- 3, 排出段階では分別は行われていたが、最終保管場所で適切に管理されておらず、袋が混ざってしまった。
(保管場所での区分分別が出来ていない)
- 4, 事業所内では分別していたが、一度の回収で全ての廃棄物を持って帰った。
(産廃の処理契約が無かった)



ま と め

産業廃棄物と一般廃棄物の分別

事業所から出るごみは、事業所の責任において適正処理
処理業者(管理会社)任せにしない！



廃棄物の種類に応じた適切な保管と処理

産業廃棄物や雑がみは分別の徹底を！

■ 平成28年4月から分別義務化

→ 紙パック, 雑がみ(紙箱, OA用紙, 機密書類, シュレッダー紙など)

